

極秘

除開
第11回公解

アシア局
第五課長

原場 報告 処理に關する件

二九、三、十七

アシア五課係

本十七日午前、アシア局長室にて、アシア一課長

改米一課長、情文一、二課長、茶約三課長

国協三課長、総務課大和田事務官、及びアシア五課長

(水産庁海洋一課長出席)

答集の上、本件処理に關し検討せる結果、問題長

等在の通りである。

外務省

一、事實内情を明らかにすること。

1. 船の位置は危険区域の外か内か。

航行中終止始危険区域外であったか、危険区域ぬに入つたとするれば、閃光を目撃したときか、戻をかぶつたときか。

2. 船は無線機を備付けていたか。

無線機故障の有無、無線技士の資格、米側の警告を受信しているか、英語を解するか。

3. 危険区域及び日本側の航路公示の性質。

口際水路会議の決議等に基づき、資料交換を正式の通知とみなしているか。

14. 被害状況の調査。

二、損害補償請求権について

請求権の有無

（一）船が危険区域にありた場合

米側の不法行為（過失に基く）に対し請求できる。

（二）危険区域にありた場合

（イ）米側が、実効的な警告措置をとつていなかった

場合には、同様請求できる。

（ロ）米側が、実効的な警告措置をとつていなかった場合に

は、公海における漁業を行う権利と米側の漁業

を行う権利とが競合し、請求権の有無について

問題がある。

請求権行使の方法

1) 論理的には 政府が介入せずとも 被害者が

米側に訴を提起すればよい。

2) 外交的抗議を行ひ 損害補償を要求する。

3) 外交を路を通じ、被害事実を通告し

先方の判断により 被害者に対する 相当の是舞

金をそつて解決する。

損害の範囲

治療費 生活費 身体損害 逸豫物損害

航海費 その他回復被害 (精神的損害等)

日中の悪急神償

医療給付等 船員保険法により救済するに依り 日本政府

が特別の補償措置を講ずるのは意味がない

(見舞金で解決される場合には 日弁側で事前補償を行つても国庫に及ばぬ)

外務省

三、積産保持について

在件原爆被害状況等について 日本側として発表禁止等を
行ふ法的根拠はなく 米側から協力要請があつた
場合 関係機関に自発的協力を求める以外はない。